

令和2年度横浜国立大学大学院国際社会科学府国際経済法学専攻入試問題「憲法」

第1問

出題の意図

表現の自由の事前抑制・事後抑制についての論述を通じて、人権分野についての基本的な理解が備わっているかどうかを問う問題である。

第2問

出題の意図

衆議院の優越という基本的な制度についての論述を通じて、統治分野についての基本的な理解が備わっているかどうかを問う問題である。

2020 年度国際経済法学専攻第 2 次入試問題  
民法の出題意図

I 出題意図

〔第 1 問〕は、不動産物権、動産物権、そして債権を目的とする譲渡において問題となる「対抗要件」に関する各制度の基本的理解を問うもの。その基本的理解がなければ、相互の異同を明確に説明することはできない。

〔第 2 問〕は、主債務者が負う貸金等債務を担保する個人根保証契約の基本的理解を問うもの。併せて、詐欺取消し、保証債務の相続に関する理解度も試している。

## 「民事訴訟法」出題の趣旨

口頭弁論や争点整理手続の基本的規律と任意訴訟禁止の原則との関係を、具体的事例の中で検討することを求める問題である。

(1) は管轄の合意、任意訴訟禁止原則、証拠制限契約の適法性について、(2) は公開原則と弁論準備手続期日の規律について、(3) は法廷外での手続における弁論の許容性についての理解を問うものである。

国際法

<出題意図>

修士論文作成に必要な国際法についての基礎的知識を問うものである。

# [ 国 際 私 法 ]

## 出題の意図

- (1) 離婚の準拠法(法適用通則法 27 条)を理解しているか否かを見る。
- (2) 認知の準拠法(法適用通則法 29 条), 特に, 認知無効の準拠法の適用関係を理解しているか否かを見る。
- (3) 養子縁組の準拠法(法適用通則法 31 条 1 項)を理解しているか否かを見る。法適用通則法 31 条 1 項の前段と後段の適用関係を理解しているかを見る。

## 労働法

### 出題の意図

第1問及び第2問は、労働法制についての理解を問うとともに、当該制度についての分析・検討が  
できているか否かを問う問題である。第3問は、労働法のルールを正確に理解しているか、当該ル  
ールを具体的事例の下で適切に適用できているかを問う問題である。

**[知的財産法] 出題の意図****1. 出題の意図**

著作権法の基本的な概念のうち、[第1問]では、知的財産法における著作権法の位置づけや保護範囲について、[第2問]では、第38条第1項の権利制限規定の性格とその内容について、理解を問うものである。

令和2年度 国際経済法学専攻博士課程前期入学試験（第二次募集）

「社会保障法」

出題の意図

社会保障法の基本原則及び現行制度の理解度をはかる。

社会保障に関する裁判の理解度をはかる。

社会保障法においては法解釈とともに立法政策の研究が重要であり、社会保障法をめぐる政策の動向を理解し分析できているかを問う。



## 出題の意図

現代、人の移動の世紀とも呼ばれるほど、多くの人になんらかの形で移動している。これは、シリア難民危機に代表されるようなコンフリクト等に基づく非自発的なものもあれば、ネパールやフィリピンの海外労働に代表されるような経済的な動機に基づく自発的な移動もある。こうした事象は、その出身国の低開発が原因となっている起こることもあるが、移動した先の開発状況へもインパクトを与えうる。また、移動した先からの海外送金によって出身国の開発に貢献するという事象もみられている。このように、「開発と人の移動」というイシューは至る所に見られ、それゆえ多様なイシューを構成しており、多様な観点からの解答が可能といえる。グローバルな課題に敏感にアンテナを張っているか、そこから自分なりの論点をみつけ、それを分析する視角を持ち得ているかという洞察力、問題が生起するメカニズムを解明する分析力や提案力を測ることを意図した出題である。